

第12回自治基本条例市民推進会議において出された意見

(住民投票に付することができる事項について)

【1 重要事項について】

- ・住民投票に付することができる事項については、「投票に付することができない事項を定めそれ以外のことはできるようにする。」又は「できることを限定列挙する。」のどちらかである。
- ・最初に重要事項となる要件をいくつか決めて、それを文章化していけばよい。
- ・重要事項とはどういうものを文章で示し、その上で、それ以外の事項も拾えるような規定にした方が住民にとってわかりやすいのではないか。
- ・重要事項を定める文章の最後に「その他市政運営上の重要事項にあてはまるもの」という文言をいれたら、幅広い事項を拾えるのではないか。

【2 重要事項から除外される事項】

- ・他市町の事例では、重要事項から除外される事項として「組織、人事及び財務に関する事項」がある。財務は住民にとって重要な事項であるので、市の将来にわたる財政に関する事項まで、この規定で逃げられてしまうのでは困る。
- ・適用除外事項はなるべく具体的に規定した方がよい。
- ・適用除外事項を定める際には、重要事項にあてはまらないということを市民にわかりやすいように、また納得できるように規定するべきである。
- ・「住民投票に付することが適当でないと認められる事項」という規定は入れないこととした方がよいのではないか。
- ・「住民投票に付することが適当でないと認められる事項」に該当することにより重要事項の対象にならないこととなった場合には、再度請求できるように規定したらよいのではないか。
- ・4分の1以上の署名を集めれば住民投票を実施することができるという内容を盛り込んだらどうか。